公益社団法人ひょうご農林機構　行動計画
（次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法　一体型）

職員がその能力を十分に発揮し、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

１　計画期間　令和８年４月１日～令和１３年３月３１日までの５年間

２　内容

目標１　所定外労働時間を前年比5%削減を目標に、年間を通しての定時退社日の取り組みを徹底する。また、定時退社週間の設定を行い実施する。

＜対策＞

○令和８年４月１日～　定時退社日を毎週水曜日及び金曜日に設定し、管理職による声かけ等による定時退社に努める。

○令和８年４月１日～　定時退社週間の設定、実施に係る文書による通知を行い、職員への周知を図る。

目標２　年次有給休暇の取得について、職員一人当たりの年間平均取得日数の対前年度比１０%増を目標に、取得促進の啓発等の取り組みを推進する。

＜対策＞

○令和８年４月１日～　年次有給休暇の取得促進について、文書やメール等で周知を図る。

○令和８年４月１日～　職場内会議等により、取り組みへの啓発を図る。

目標３　計画期間内に、育児休業の取得率を男女共に８０%以上とする。

＜対策＞

○令和８年４月１日～　育児休業制度について、文書やメール等で周知を図る。

○令和８年４月１日～　職場内会議等により、取得しやすい環境づくりを図る。